

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分）決算額 1,080,367千円

単位：千円

充当対象事業	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	充当額	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,947,417	1,263,368	0	60,348	100,417	523,284
	高齢者福祉事業	251,225	6,164	0	12,798	37,395	194,868
	児童福祉事業	5,849,542	2,992,606	0	297,829	412,021	2,147,086
	母子福祉事業	37,694	17,225	0	3,055	2,804	14,610
	生活保護扶助事業	1,076,829	885,041	0	9,333	29,376	153,079
	その他	194,575	8,740	0	107,866	12,553	65,416
	小計	9,357,282	5,173,144	0	491,229	594,566	3,098,343
社会保険	国民健康保険事業	527,000	270,566	0	0	41,286	215,148
	介護保険事業	946,584	0	0	0	152,402	794,182
	後期高齢者医療事業	1,104,704	170,122	0	0	150,470	784,112
	小計	2,578,288	440,688	0	0	344,158	1,793,442
保健衛生	高齢者医療事業	202,107	74,354	0	37,170	14,584	75,999
	疾病予防事業	265,666	12,555	0	13,356	38,601	201,154
	健康増進事業	468,109	11,332	0	16,228	70,929	369,620
	母子保健事業	93,407	22,720	0	927	11,232	58,528
	診療所運営事業	62,906	0	0	23,794	6,297	32,815
	小計	1,092,195	120,961	0	91,475	141,643	738,116
合計	13,027,765	5,734,793	0	582,704	1,080,367	5,629,901	

※ 消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。

※ 介護保険事業については、平成30年4月より保険者を東三河広域連合に統合したため、東三河広域連合への負担金等に充当しています。